

(閲覧・契約用)

営第6-2号

高知県高知市高須353-2

美術館照明設備（ホール客席及び展示室）改修工事

実施設計書

金抜き設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合において、変更した金額の110分の100に相当する額に万円未満（ただし変更した金額の110分の100に相当する額が百万円未満の場合、当該金額に千円未満）の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てた金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額）を変更金額として、変更の協議を行うものとする。

施工方法	請 負
工事日数 又は期限	令和7年2月28日
令和 6 年 4 月	作 成

・ 令和6年2月27日改正高知県建築工事共通費積算基準適用
(5高建築第1184号)

工 事 概 要

- ・ ホール客席の照明LED化
- ・ 展示室 1、2 の照明LED化

※共通費算定における工期は4.0か月としている。

起 工 （ 変 更 ） 理 由

内 訳	予 算 額	円		
	事 業 費	円		
	請負対象金額	円	円	
	そ の 他	円		

特記仕様書（共通編）

高知県土木部建築課

令和5年7月1日 改正

1 設計図書

建設工事請負契約書第1条第1項の規定による共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による次の仕様書とする。（以下「標準仕様書」という。）

- ・ 公共建築工事標準仕様書 （ ・ 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編 ） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 （ ・ 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編 ） 令和4年版
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版

2 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で、■印又は□印の付いたものは、■印の付いたものを適用する。

3 設計図書に関する質疑応答

(1) 指名競争入札（※電子入札の場合）

本工事の設計図書の内容等について質疑がある場合は、入札日の9日前【土日祝日を含む】までに質疑書をメール（様式任意）で工事名を記入して提出すること。また、質疑書を送信したときには、必ず下記提出先にその旨電話連絡すること。

質疑があった場合は、指名業者全員に質疑内容及び回答をメールで通知する。（入札日の4日前【4日前が閉庁日の場合は直前の開庁日】）

（提出先）

あて メールアドレス

電話番号

(2) 公募型指名競争入札、一般競争入札

公告の設計図書に関する質疑応答による。

4 施工条件

工 事 用 地	工事及び作業用地の範囲は、図示による。
作業時間及び 工 程 計 画	作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として、8時から17時迄とするが、特記仕様書に記載がある場合はそれを優先する。 ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を得ること。
	また、本工事と同日の工事期限である下記の別途発注工事（■印のあるものに限る。以下「関連工事」という。）があり、本工事の工事期限には関連工事が必要となる総合試運転調整期間や屋外工事期間等が含まれている。工程計画の作成にあたっては、関連工事受注者と調整のうえ、全ての関連工事が工事期限を順守することができる工程計画を作成すること。
	建築主体工事 外構工事 □ 電気設備工事 □ 機械設備工事 空調設備工事 衛生設備工事 昇降設備工事
	建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障の無い状態にまで完了しているべき期限（「概成工期」という。）は下記のとおりとする。概成工期が特記された場合は実施工程表にこれを明記し、順守すること。
	概成工期・・・（ □ 工期末の 日前 □ 令和 年 月 日迄）

※ 工事が完了した部分について、工事期間中必要な部分は、部分使用を行う場合がある。

5 分別解体等及び再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）〔平成12年5月31日 法律第104号〕により適正に施工すること。

※対象となる建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計(増築は増築部分のみ) 500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円以上

※分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

6 産業廃棄物の処理について

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその「E票」の写しを提出しなければならない。
ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその「B2票」又は「D票」の写しを提出し、最終処分終了後すみやかに「E票」の写しを提出しなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は監督職員と別途協議するものとする。
- 2 受注者は、産業廃棄物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替え保管場所）から搬出する時、工事黑板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黑板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をすること。（各積載重量別車両毎に1工程以上）
また、搬出先の処分場1カ所につき1回以上、運搬車が処分場に到着した時において、運搬車の荷姿、車両ナンバー及び産業廃棄物を収集運搬している旨の表示が確認できる写真に加え、処分場の名称が分かる看板等と運搬車が一緒に写った写真を撮影し、搬出時の写真とあわせて必要に応じて監督職員に報告すること。

7 フロン類の適正な回収

受注者は、本工事において「業務用冷凍空調機器」が廃棄又は整備される際に発生するフロン類（CFC、HCFC、HFC）について、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を遵守し、適正に回収しなければならない。また、受注者（第一種フロン類引渡受託者）は行程管理票により適正に運搬・回収されていることを確認するとともに発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）に引取証明書の写しを提出しなければならない。

8 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、再生資源利用計画書は施工計画書、実施書は完成資料と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m³以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式2）をCOBRISにより作成し、再生資源利用促進計画書は施工計画書、実施書は完成資料と併せて提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
- 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

9 工事实績情報システム(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時（工事請負代金額のみの変更を除く）において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関（<https://cthp.jacic.or.jp>）に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

ただし、各期間には土曜日、日曜日、祝日等は含まない。

10 火災保険の加入

保険対象金額は次を標準とし、造作材搬入、電気設備配線、機械設備配管又は機器搬入のうち最も早い時期以前に加入する。契約の終期は、工事完了予定日後30日以上とし、保険証書（火災保険証券）の写しを監督職員に提出する。

構 造 種 別	建 築 主 体 工 事	電 気 ・ 機 械 設 備 工 事	備 考
鉄筋コンクリート造	直接工事金額の60%以上	屋内工事金額の100%	① 改修、模様替え工事は、直接工事金額の90%以上とする。 ② 防水改修工事の場合は、漏水に対する保険の加入を奨励する。 ③ 特殊な工事は、監督職員と協議する。
木造・鉄骨造	直接工事金額の90%以上		

11 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事において公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）の付保に努めなければならない。

12 建設業退職金共済組合

受注者は、原則として建設業退職金共済組合に加入し、工事請負契約締結後30日以内に掛金収納書を契約担当課に提出すること。

13 交通誘導員の配置について

- 交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとする。（交通誘導員として建設作業員等他職種の者を従事させないことを原則とする。）
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りではないものとする。
- 「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条」により、高知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務の一般検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上配置することとする。
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は速やかに監督職員に同資料を提出するものとする。
- 工事期間中の安全確保のため、本工事での交通誘導員の配置人数は以下のとおりとする。なお、変更が生じた場合は設計変更の協議の対象とする。また、交通誘導員の配置、期間等については事前に監督員と協議を行うこと。

・警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一般検定合格警備員又は二級検定合格警備員（交通誘導員A）	-	人
・警備会社の警備員で、交通誘導員A以外の者（交通誘導員B）	-	人

14 公共事業労務費調査に対する協力

- 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請契約工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

15 提出書類

- 提出書類は、本書、指名通知書の入札条件、関係法令及び高知県の定める建設工事契約事務処理要領の各規定、請負契約書並びに設計図書によることとし、その他の提出書類は次のものとする。

提出書類	提出時期	備考
工事費内訳明細書	契約後10日以内	細目別内訳書
工事進捗状況報告書	毎月上旬	請負金額が1億円以上の工事について提出。
工事日誌	工事完成時及び監督職員の請求時	請負金額が500万円以上の工事について提出。

(注1) 提出書類は、指定がないかぎり工事監督職員に一部提出すること。

(注2) 書類の提出にあたっては、建築工事提出書類一覧表を参考とすること。

- 施工体系図は、各下請枠の下部枠外に下請契約の金額及び一次下請については各下請ごとの比率を記入し、また、一次下請合計金額及び合計比率を用紙左の空白部に記入したものを、下請契約書の写しを添付し監督職員に提出する。（掲示にあたっては施工体系図への金額及び比率の記載は不要。）
交通整理、場内整理、残土処理の運搬のみ及び産業廃棄物運搬等は施工体系図に記載すること（下請総額の範囲から除外し、下請金額及び比率の記入不要。また、施工体制台帳への記入不要）。ただし、産業廃棄物処理業者による運搬は記載不要。
- 総合施工計画書は、請負代金額が500万円未満の工事については作成及び提出を省略することができる。ただし、総合施工計画書を省略した場合であっても、総合施工計画書に記載される情報のうち、工事中に施設の管理上必要となる情報等については、別途監督職員に提供すること。

16 揮発性有機化合物(VOC)による室内空気汚染対策

本工事の施工対象区域内において、室内の揮発性有機化合物の濃度測定が行われた場合（別契約により実施された場合を含む）、その測定対象物質の測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
- 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
- 濃度測定が、使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。

本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合には、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。また、本工事の施工が原因となって、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

17 中間検査

- 1 標準仕様書による「中間技術検査」は、「高知県建設工事検査規程」（昭和42年高知県訓令第3号）による「中間検査」と読み替える。
- 2 検査回数は、「高知県建設工事検査要領」第4条による。ただし、債務工事における場合で、受注者が契約書に基づく部分払いを請求せず出来高検査を実施しない場合は、同条第2項（2）オの請負対象金額の年度支払限度額への読替えを適用しない。

18 工事監理補助業務の受注者への協力等

受注者は、本工事に関する工事監理補助業務が別途委託された場合には、次の各号によらなければならない。

- 1 工事監理補助業務の受注者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、工事監理補助業務の受注者は、請負契約書に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
- 2 監督職員から受注者に対する指示または通知等が工事監理補助業務の受注者を通じて行われた場合は、監督職員から直接指示または通知等があったものとみなす。
- 3 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、工事監理補助業務の受注者を通じて行うことができるものとする。

19 県内産資材の優先使用

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は、高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

20 現場環境改善（快適トイレの設置について）

- 1 対象工事
請負対象金額（税込）が1千万円以上の工事（災害復旧を除く）を対象とする。なお、1千万円未満の工事であっても受注者の希望により対象工事とすることができる。
- 2 内容
受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。
【快適トイレに求める機能】
①洋式便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）
【付属品として備えるもの】
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
⑫室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
- 3 快適トイレに要する費用
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記2の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、設計変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑪の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
- 4 その他
設置した快適トイレは別契約の関係受注者が使用することができるものとし、前項により設計変更の対象となった費用については本工事の受注者が負担することとする。
快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

21 CADデータの貸与

本工事の設計CADデータの貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。

なお、貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図等の作成においてのみ使用してもよいこととし、それ以外の目的では使用してはならない。

また、当該CADデータは完成検査時にすべて返却することとし、受注者は、契約履行期間中に複製を作成または再配布している場合は、すべて削除しなければならない。

22 個人情報の保護について

受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

23 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下不当介入という）の排除について

- 1 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県建設工事指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行うものとする。

24 成績評定について

「高知県建築工事成績評定要綱【令和3年7月1日改定】」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」を公表することとする。

詳しくは、高知県ホームページ建築課ページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172101/2017032800360.html>) に記載している同要綱（第9条）を確認すること。

25 入札時積算数量書活用方式について

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事が一般競争入札に付する建築工事である場合、入札時積算数量書活用方式を適用する。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

2. 工事費内訳明細書の提出

- ① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）
- ② 工事費内訳明細書は、1. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

26 「週休2日制モデル工事」の実施について

■ 実施する

□ 発注者指定型

■ 受注者希望型

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。

実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」（営繕工事編）実施要領による。

□ 実施しない

（参考） 「週休2日制モデル工事」（営繕工事編）に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/172101/1215.html>

27 監理技術者等

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置

□ 認めない

■ 認める

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1） 兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。
（例：24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
 - （2） 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - （3） 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
 - （4） 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
具体的には、工事現場の相互の距離が10km程度以内の近接した場所であること。
 - （5） 特例監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
 - （6） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - （7） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （9） 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1級施工管理技士補を有する者又は1級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （10） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （12） 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知）に規定する別記様式1、別記様式2及び1の（1）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

28 余裕工期の設定について

1. 本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に、余裕期間を設定する。
余裕期間は90日とする。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で、工事の始期を選択することができる。
（但し、現地施工期間の制約及び完成期限は変更しない。）

[illegible]

